

平成二十九年人事院規則一一六九

人事院規則一一六九（職員の公益社団法人

福島相双復興推進機構への派遣）

人事院は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）に基づき、職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣に関し次の人事院規則を制定する。

（趣旨）

この規則は、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）に規定する職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣に関し必要な事項を定めるものとする。（定義）

この規則において、「特定業務」、「任命権者」又は「派遣職員」とは、それぞれ福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項又は第四十八条の三第七項に規定する特定業務、任命権者又は派遣職員をいう。（派遣除外職員）

この規則による派遣の場合は、同法第四条の規定による派遣の場合における同法第四条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 条件付採用期間中の職員
二 法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

三 勤務延長職員
四 休職者
五 停職者

六 派遣法第二条第一項の規定により派遣されている職員
七 官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員
八 法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一项の規定により派遣されている職員
九 福島復興再生特別措置法第八十九条の三第一項の規定により派遣されている職員
十 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員
十一 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣されている職員
十二 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二

条第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う職員

十三 規則八一一二（職員の任免）第四十二条

第二項の規定により任期を定めて採用された職員その他の任期を限られた職員

（任命権者）

福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十条の二第一項の任命権者は、併任に係る官職によるものとする。ただし、併任に係る官職についてはこの限りではない。

（派遣の要請）

機構は、福島復興再生特別措置法第四十条の二第一項の規定に基づき職員の派遣を要請しようとするときは、当該派遣を必要とする事由及び次に掲げる当該派遣に関して希望する条件を記載した書類を任命権者に提出するものとする。

八条の二第一項の規定により派遣の場合における勤務時間、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受ける全てのものをいう。（以下同じ。）その他の勤務条件

一 派遣職員が機構における地位を失った場合

二 派遣職員が法第七十八条第二号又は第三号に該当することとなつた場合

三 派遣職員が法第七十九条各号のいずれかに該当することとなつた場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となつた場合

四 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

五 派遣職員の派遣が当該派遣に係る取決め反することとなつた場合

（派遣に係る人事異動通知書の交付）

第六条 第三条の人事院規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣される職員（以下この条において「派遣予定職員」という。）の機構における職務に係る倫理その他の服務に関する事項

二 派遣予定職員の機構における福利厚生に関する事項

三 派遣予定職員の機構における特定業務の従事の状況の連絡に関する事項

四 派遣予定職員に係る派遣の期間の変更その他の取決めの内容の変更に関する事項

五 派遣予定職員の機構における特定業務の従事の状況の連絡に関する事項

六 派遣法第二条第一項の規定により派遣され

ている職員

七 官民人事交流法第八条第二項に規定する交

流派遣職員

八 法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一

项の規定により派遣されている職員

九 福島復興再生特別措置法第八十九条の三第一

項の規定により派遣されている職員

十 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一

项の規定により派遣されている職員

十一 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一

项の規定により派遣されている職員

十二 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二

（派遣職員の保有する官職）

第七条 派遣職員は、派遣された時に占めていた官職又はその派遣の期間中に異動した官職を保有するものとする。ただし、併任に係る官職についてもこの限りではない。

（派遣の期間）

第二項の規定により任期を定めて採用された職員その他の任期を限られた職員

（任命権者）

福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定による派遣の場合における同法第四十条の二第一項の任命権者は、併任に係る官職によるものとする。

（派遣の要請）

機構は、福島復興再生特別措置法第四十八条の四第一項の規定による派遣の場合における同法第四十条の二第一項の任命権者は、併任に係る官職によるものとする。

八条の二第一項の規定に基づき職員の派遣を要請しようとするときは、当該派遣を必要とする事由及び次に掲げる当該派遣に関して希望する条件を記載した書類を任命権者に提出するものとする。

八条の二第一項の規定により派遣の場合における勤務時間、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受ける全てのものをいう。（以下同じ。）その他の勤務条件

一 派遣職員が機構における地位を失つた場合

二 派遣職員が法第七十八条第二号又は第三号に該当することとなつた場合

三 派遣職員が法第七十九条各号のいずれかに該当することとなつた場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となつた場合

四 派遣職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当することとなつた場合

五 派遣職員の派遣が当該派遣に係る取決めに反することとなつた場合

（派遣に係る人事異動通知書の交付）

第六条 第三条の人事院規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣される職員（以下この条において「派遣予定職員」という。）の機構における職務に係る倫理その他の服務に関する事項

二 派遣予定職員の機構における福利厚生に関する事項

三 派遣予定職員の機構における特定業務の従事の状況の連絡に関する事項

四 派遣予定職員に係る派遣の期間の変更その他の取決めの内容の変更に関する事項

五 派遣予定職員の機構における特定業務の従事の状況の連絡に関する事項

六 派遣法第二条第一項の規定により派遣され

ている職員

七 官民人事交流法第八条第二項に規定する交

流派遣職員

八 法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一

项の規定により派遣されている職員

九 福島復興再生特別措置法第八十九条の三第一

项の規定により派遣されている職員

十 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一

项の規定により派遣されている職員

十一 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一

项の規定により派遣されている職員

十二 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二

と認められる場合にあつては、人事院の定めるところにより算定した額。以下この条において「派遣前給与の年額」という。に満たない場合であつて、機構において特定業務が円滑かつ効率的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（以下この条並びに附則第二項及び第三項において「俸給等」という。）のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

（派遣職員の職務への復帰）

前項の規定は、当該官職を他の職員をもつて補充することを妨げるものではない。

(派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い)

第十一条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、規則九一八(初任給・昇格・昇給等の基準)第二十条の規定にかかるわらず、人事院の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

第十二条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(規則九一八第三十四条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。)又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

第十三条 派遣職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。

第二 任命権者 任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において福島復興再生特別措置法第四十八条の三第三項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに機構における地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の待遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

附 則 (施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(給与法附則第八項の規定の適用を受ける派遣職員の給与)

2 派遣職員が給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員となつた場合には、当分の間、同項の規定の適用を受ける職員となつた日を派遣の期間の初日とみなして、第十一条第一項及び第三項の規定の例により、俸給等の支給割合

を決定し、又は俸給等を支給しないものとする。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月一八日人事院規則)

(施行期日)

一一七九 抄

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(第一条)

(定義)

この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)をいう。

二 令和五年旧法 令和三年改正法第一条の規定による改正前の法をいう。

三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

四 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。

五 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十一条の第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された職員をいう。

(雜則)

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附 則 (令和四年六月二四日人事院規則一
一一八一) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年四月一日人事院規則一
一六九一) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月二八日人事院規則一
一一七五) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年七月一日人事院規則一
一一七六) 抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年七月一日人事院規則一
九一五一) 抄

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月一日人事院規則一
一七七) 抄

この規則は、公布の日から施行する。